

公告第 368 号

次のとおり公募型プロポーザルを執行する。

令和 7 年 12 月 22 日

郡山市長 椎根 健雄

第 1 業務概要

1 業務名	郡山市市民活動サポートセンター業務委託
2 業務内容	別紙仕様書のとおり
3 履行期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
4 提案上限金額	総額 58,467 千円（消費税及び地方消費税を含む。）
	〔 令和 8 年度 19,489 千円（消費税及び地方消費税を含む。）
	令和 9 年度 19,489 千円（消費税及び地方消費税を含む。）
	令和 10 年度 19,489 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

第 2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、民間等の豊富な経験とノウハウを生かし、市民、市民活動団体、事業者等が行う取組を支援する安定した仕組みを構築するという観点から、本業務を適確に遂行する技術能力等を有しており、かつ事業内容に応じて適切かつ公平に事業を実施することのできる中間支援組織（市民、N P O、企業、行政等の間にたって、社会の変化やニーズを把握し、様々な活動を支援する組織をいう。以下同じ。）とする。

この中間支援組織は、次の 1 の要件を満たし、事業を安定的かつ円滑に運営できる団体とする。

また、複数の中間支援組織又は中間支援組織と特定非営利活動法人等の共同事業体（コンソーシアム等）による提案も可能とするが、その場合は、次に掲げる 2 の要件についても満たすこととする。

1 次に掲げる事項を全て満たす者とする。

ア 参加申込時点において法人格を取得していること。

イ 特定非営利活動法人にあっては、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に定める別表 19 号「前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」を定款において定め、主たる活動内容としていること。また、その他の法人にあっては、前述の活動を定款、寄附行為等で定め、主たる活動内容としていること。

ウ 特定非営利活動法人にあっては、法第 29 条に定める事業報告書等の提出がなされていること。

エ 団体の意思を表明する代表者、団体の意思を形成し執行する機構（総会、役員会等）が確立していること。

オ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

カ 郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和 7 年 3 月 28 日制定）に基づく指名停止期間中の者でないこと。

- キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正手続終結又は再生手続終結の決定を受けた者については、当該更正手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかつたものとみなす。
- ク 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成 24 年郡山市条例第 46 条）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は第 8 条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。
- 2 複数の中間支援組織で構成される共同事業体（共同提案）の場合、次に掲げる事項も全て満たす者とする。
- ア 共同事業体及び共同事業体を構成する全ての団体が、1 の要件を満たすこと。
- イ 応募申請書類（以下「申請書等」という。）を提出する団体及び共同事業体を構成する全ての団体は、別に参加する共同事業体の構成団体となることはできない。

第3 実施要領及び仕様書、所定様式の入手方法

郡山市市民活動サポートセンター業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（令和 7 年 12 月 22 日制定。以下「実施要領」という。）及び仕様書、所定様式については、郡山市ウェブサイトからダウンロードすること。

「郡山市ウェブサイト—入札・契約ポータルサイト—入札情報—その他の業務」

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/keiyakuportal/62290.html>

なお、郵送による配布は行わないものとする。

第4 担当部局

〒963-8601 郡山市朝日一丁目 23 番 7 号

郡山市市民部市民・N P O 活動推進課 市民協働推進係

電話 024-924-3471 ファックス 024-931-5186

メールアドレス shiminnpokatudou@city.koriyama.lg.jp

第5 参加申込書、企画提案書及び添付書類の提出

- 1 提出期限 令和 8 年 1 月 23 日（金） 17 時 15 分（必着）
- 2 提出場所 郡山市役所西庁舎 3 階 郡山市市民部市民・N P O 活動推進課
- 3 提出方法 持参又は郵送による。

※郵送の場合は、書留等の発送・配達が確認できる方法によることとし、提出期限までに到達したものを有効とする。持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成 2 年郡山市条例第 7 号）第 1 条に規定する市の休日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までの受付とする。

※ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。

第6 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- (4) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (5) 参考見積書の金額が、提案上限金額を超過した場合

第7 契約候補者の決定及び審査結果の公表

- 1 郡山市事業者選定審議会条例（平成30年郡山市条例第7号）に基づき設置する審議会（以下「選定委員会」という。）において、実施要領等で定めた選定基準及び選定方法により、提出された企画提案書等の審査及び評価を行い、その結果に基づいて本業務委託の契約候補者及び次順位者を決定する。
- 2 発注者は、選定審議会により決定した審査結果について、参加申込書を提出した者（以下「参加申込者」という。）全員に書面で通知するものとする。
- 3 参加申込者が1者のみであった場合でも、提出された企画提案書等により本市が求める目的に沿ったものであると判断した場合においては、その者を契約候補者とすることに何ら支障がないものとする。
- 4 企画提案書等に対する評価点の合計点が満点の60%未満となった場合は、契約候補者としないことがある。次順位者においても同様の取り扱いとする。
- 5 評価点の最も高い者が複数いた場合、見積金額が低い者を契約候補者又は次順位者とする。
- 6 審査結果については、郡山市ウェブサイトに、次の内容を公表するものとする。
なお、契約候補者及び次順位者以外の参加者の名称は公表しないものとする。
 - (1) 事業者名
 - (2) 契約候補者名及び次順位者名
 - (3) 各参加者の評価点
 - (4) 審査の経過及び審査委員

第8 契約条件

- 1 提出された企画提案書等について選定委員会で審査し、契約候補者として決定された者と随意契約の手続きを行う。
なお、契約候補者と契約締結に至らない場合は次順位者を新たな契約候補者とし、手続きを行う。
- 2 契約候補者の決定から契約締結までに、「第6 失格事項」に該当する事由が発生した場合は、契約を締結しないことがある。
- 3 契約保証金については、郡山市契約規則（昭和40年郡山市規則第49号。以下「規則」という。）による。
- 4 契約書の作成を要する。
- 5 支払いについては、原則として四半期ごとに分割し、第1四半期から第3四半期までの分については前払金とし、第4四半期分は年度の業務が完了した後に支払うものとする。

第9 その他

- 1 参加申込書の提出後は、共同事業体を代表する団体及び構成する団体の変更は原則として認めない。ただし、参加申込者の責によらない事由等により、市が認めた場合はこの限りではない。その場合には、必要に応じ申請書等の再提出を求める。
- 2 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 3 企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- 4 参加申込及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、参加申込者の負担とする。
- 5 提出された書類は返却しない。
- 6 提出された書類は、参加申込者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- 7 その他必要な事項は、規則及び実施要領による。